

○茨城県水上安全条例施行規則

昭和48年4月6日

茨城県公安委員会規則第8号

茨城県水上安全条例施行規則を次のように定める。

茨城県水上安全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県水上安全条例(昭和48年茨城県条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救命胴衣)

第2条 条例第4条の2第2号本文の公安委員会規則で定める救命胴衣は、小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第36号)第53条に規定する小型船舶用救命胴衣又はこれに準ずる性能を有するものとする。

2 条例第4条の2第2号ただし書の公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 専用の安全装備を着用していることにより、救命胴衣を重ねて着用することが当該装備の機能保持上適当でない場合
- (2) 救助設備の設置その他の安全措置が講じられた競技会、ロケーション、祭礼その他の催事を行う場合

(呼気検査の方法)

第3条 条例第7条の2第1項の呼気の検査は、検査を受ける者にその呼気を風船又はアルコールを検知する機器に吹き込ませることによりこれを採取して行うものとする。

(航行の制限等の指定)

第4条 条例第11条第1項の規定による船舶の航行を制限し、又は禁止する水域は、別に指定する。

2 公安委員会は、前項の指定を行う場合はあらかじめ河川管理者等の意見を聴取するものとする。

(標識の種類等)

第5条 条例第11条第2項の規定による標識の種類、様式及び設置箇所は、別表のとおりとする。

(アルコールの程度)

第6条 条例第14条第2項第1号の公安委員会規則で定める身体に保有するアルコールの程

度は、血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.15ミリグラムとする。

附 則

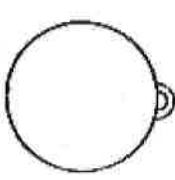
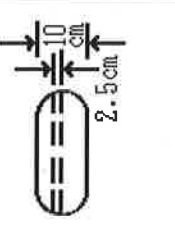
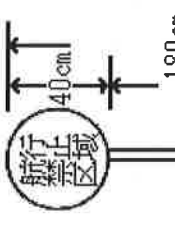
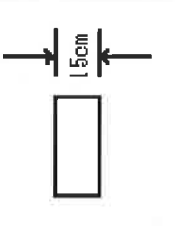
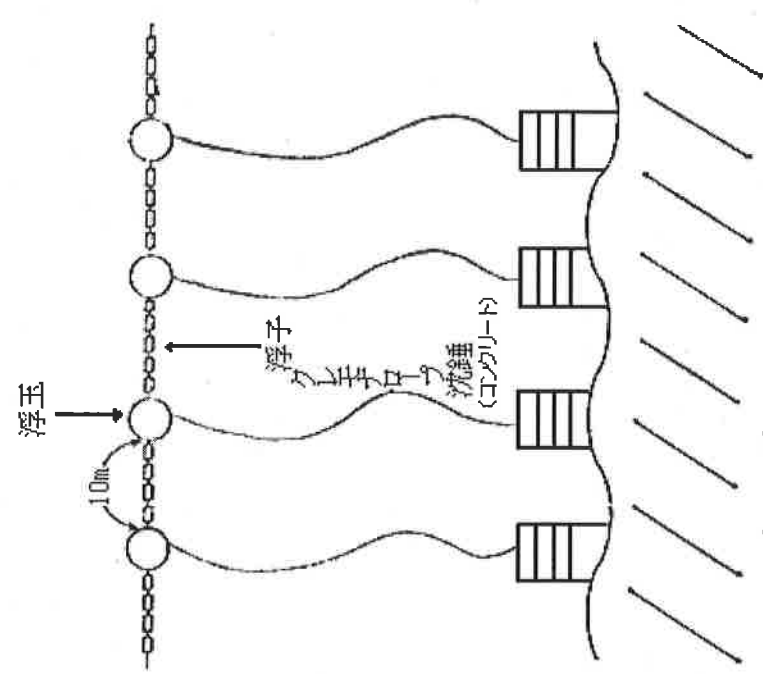
この規則は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則(平成31年4月18日規則第5号)

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

別表

標識の種類、様式及び設置箇所等

種類	浮標		立標		標識を設置する場合の形態
	浮玉	浮子	標示板	補助板	
様式 形状 及び 寸法	 <p>← 27 cm →</p>	 <p>← 2.5 cm →</p> <p>↓ 10 cm ↑</p>	 <p>40 cm</p> <p>航行禁止区域</p>	 <p>← 40 cm →</p> <p>↓ 15 cm ↑</p>	 <p>1.0m</p> <p>浮玉</p> <p>鎖</p> <p>浮子</p> <p>沈錘 (コンクリート)</p> <p>水底</p>
材質 及び 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチック製 ○赤色 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴム又はプラスチック製 ○赤色 	<ul style="list-style-type: none"> ○標板及び柱は鉄製 ○赤色 ○文字は白 	<ul style="list-style-type: none"> ○標板は鉄製 ○赤色 ○文字は白 	
設置 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○航行制限(禁止)水域を囲む水面上 		<ul style="list-style-type: none"> ○航行制限(禁止)水域の陸岸 		